

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県東部農林振興事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和六年十二月二十日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（基準点測量）

二 測量の地域 宇陀市東部

三 測量の期間 令和六年十月二十三日から令和七年三月七日まで